

議案第4号

幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会会議運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会規約第8条第4項の規定に基づき、幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会(以下「協議会」という。)の会議の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、公開するものとする。

(議長等の責務)

第3条 議長は、迅速かつ能率的に会議を運営することに努めなければならない。

2 委員は、会議に積極的に参画するとともに、円滑な議事運営に協力しなければならない。

(会議の開会及び閉会)

第4条 会議の開会及び閉会は、議長が宣告する。

2 委員は、議長の許可を得た後、発言するものとする。

3 議長が必要と認めるときは、会議に諮って委員以外の学識経験を有する者その他関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(表決)

第5条 会議の議事は、全会一致をもって進めることを原則とする。ただし、意見が分かれた場合は、出席委員の3分の2以上の賛成をもって決する。

2 議長は、表決を採ろうとするときは、挙手を求め、その可否の結果を宣告する。

(会議録の調製等)

第6条 議長は、次に掲げる事項を記載した会議録を調製するものとする。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 出席者及び欠席者の氏名
- (3) 議題及び議事の要旨
- (4) その他議長が必要と認めた事項

(会議録等の公開)

第7条 会議録及び会議資料は、公開する。

2 前項の公開にあたっては、会議録が確定した日後に議長が定める方法により、行うものとする。

(傍聴)

第8条 会議は、傍聴することができる。

2 傍聴人の定員は、会場の規模に応じて議長が調整する。

(傍聴の手続)

第9条 会議を傍聴しようとする者は、会場の入り口で傍聴人受付簿(様式第1号)に住所及び氏名を記入しなければならない。

2 会議開会予定時刻の15分前において、傍聴希望者が前条第2項の定員を超えるときは、くじ引で傍聴人を決する。

(傍聴人の入場制限)

第10条 議長は、会議の秩序を維持するため必要があると認めるときは、傍聴人の入場を制限することができる。

(傍聴席に入ることができない者)

第11条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 他人に危害を加え又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) 示威的行為を行うおそれのある物品の持ち込み又は着用等をしている者
- (3) 騒音等により、議事の進行を妨げるおそれのある器物等を持ち込もうとする者
- (4) 写真、映像記録及び録音機器等を持ち込み又は携帯する者。ただし、撮影又は録音することについて議長の許可を得たものを除く。
- (5) 酒気を帯びていると認められる者
- (6) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害するおそれがあると認められる者

2 児童及び乳幼児は、議事の運営上妨げとならない場合を除き、原則として傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得た者を除く。

(傍聴人の守るべき事項)

第12条 傍聴人は、傍聴席において、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対し、拍手その他の方法により、公然と可否を表明してはならない。
- (2) 私語、談笑等会議の妨害となるような行為をしてはならない。
- (3) 会議会場においては、広告物の配布等を含め示威的行為をしてはならない。
- (4) 会場内での飲食及び喫煙をしてはならない。
- (5) みだりに離着席を繰り返してはならない。
- (6) 会議中は携帯電話の電源を切らなければならない。
- (7) 不体裁な行為又は態度により、他の傍聴者及び会議の妨げになる行為をしてはならない。
- (8) 前各号に定めるもののほか、会議の運営及び議事の進行を妨げる行為をしてはならない。

(写真、映画類の撮影及び録音等の制限)

第13条 傍聴人は、傍聴席において、写真、映画等を撮影し又は録音しようとするときは、あらかじめ議長の許可を得なければならない。

(職員の指示)

第14条 傍聴人は、すべて職員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第15条 傍聴人がこの規程に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(補則)

第16条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年8月21日から施行する。

幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会傍聴人受付簿

開催日 平成 年 月 日

傍聴される方はご記入願います。

	氏 名	住 所	備 考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			